



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年6月10日火曜日 第2578号

◇ 目 次 ◇

| | | |
|--------------------------|----------------------|-----|
| 漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生..... | (水産課) ... | 471 |
| 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅..... | (") ... | 471 |
| 土地改良区役員の就退任の届出..... | (東予地方局農村整備課) ... | 471 |
| 土地改良区の定款変更の認可(2件)..... | (中予地方局農村整備第一課) ... | 472 |
| 道路の供用開始(県道柳谷美川線)..... | (中予地方局久万高原土木事務所) ... | 472 |
| 指定障害児通所支援事業者の指定..... | (南予地方局地域福祉課) ... | 472 |
| 指定障害福祉サービス事業者の指定..... | (") ... | 472 |
| 指定一般相談支援事業者の指定..... | (") ... | 473 |
| 道路の供用開始(県道八幡浜保内線)..... | (南予地方局八幡浜土木事務所) ... | 473 |
| 道路の供用開始(一般国道378号)..... | (南予地方局西予土木事務所) ... | 473 |

公 告

| | | |
|-------------------|-------------|-----|
| クリーニング師試験の施行..... | (薬務衛生課) ... | 473 |
| 職業訓練指導員試験の実施..... | (労政雇用課) ... | 473 |

告 示

○愛媛県告示第734号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成26年6月10日

愛媛県知事 中村時広

(南予地方局産業経済部管内)

町見加入区

○愛媛県告示第735号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生(平成22年6月愛媛県告示第704号)による保険に付すべき義務は、平成26年6月9日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成26年6月10日

愛媛県知事 中村時広

(南予地方局産業経済部管内)

町見加入区

○愛媛県告示第736号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年6月10日

愛媛県東予地方局長 渡瀬賢治

就 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|---------------------|
| 理 事 | 真 鍋 久 繁 | 四国中央市土居町上野3698番地 |
| " | 鈴 木 博 美 | 四国中央市土居町北野2240番地 |
| " | 星 田 脩 | 四国中央市土居町土居1678番地 |
| " | 加 藤 弘 明 | 四国中央市土居町中村1442番地 |
| " | 中 川 幸 夫 | 四国中央市土居町小林1642番地 |
| " | 大 田 徹 雄 | 四国中央市土居町藤原4番耕地141番地 |
| " | 坂 上 大 恭 | 四国中央市土居町津根2782番地 |
| " | 谷 比呂司 | 四国中央市川之江町2751番地10 |
| " | 岸 嵩 幸 | 四国中央市土居町天満2047番地2 |
| " | 野 村 好三郎 | 四国中央市土居町蕪崎727番地1 |
| 監 事 | 山 内 光 政 | 四国中央市土居町蕪崎875番地 |
| " | 高 橋 俊 一 | 四国中央市土居町小林744番地 |
| " | 安 部 一 | 四国中央市土居町藤原6番耕地217番地 |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|------------------|
| 理 事 | 真 鍋 久 繁 | 四国中央市土居町上野3698番地 |
| " | 鈴 木 博 美 | 四国中央市土居町北野2240番地 |
| " | 星 田 脩 | 四国中央市土居町土居1678番地 |
| " | 加 藤 弘 明 | 四国中央市土居町中村1442番地 |
| " | 中 川 幸 夫 | 四国中央市土居町小林1642番地 |

| | | |
|-----|---------|-----------------------|
| " | 大 田 徹 雄 | 四国中央市土居町藤原 4 番耕地141番地 |
| " | 高 橋 正 行 | 四国中央市土居町野田乙27番地 |
| " | 谷 比呂司 | 四国中央市川之江町2751番地10 |
| " | 山 中 孝 | 四国中央市土居町天満587番地 |
| " | 保 子 元 市 | 四国中央市土居町蕪崎2553番地 |
| 監 事 | 井 上 宣 尚 | 四国中央市土居町上野3615番地 2 |
| " | 真 鍋 義 孝 | 四国中央市土居町北野38番地 |
| " | 辻 政 春 | 四国中央市土居町中村1041番地 |

松山市久米地区土地改良区の定款の変更を認可した。

平成26年 6月10日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

○愛媛県告示第738号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、松山市畑寺土地改良区の定款の変更を認可した。

平成26年 6月10日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

○愛媛県告示第737号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、

○愛媛県告示第739号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成26年 6月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|-----------------------|-------------|
| 県 道 | 柳谷美川線 | 上浮穴郡久万高原町西谷字名荷2377番 2 | 平成26年 6月10日 |

○愛媛県告示第740号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成26年 6月10日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

| 事業者番号 | 指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者 | | | 指 定 障 害 児 通 所 支 援 の 種 類 | 指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所 | | 指 定 日 月 日 |
|------------|-------------------------|----------------|---------|-------------------------|-------------------------|----------------|-------------|
| | 氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 3850700075 | 特定非営利活動法人歩 | 愛媛県大洲市東大洲306番地 | 白 石 美 月 | 放課後等デイサービス | 放課後デイサービスあゆむ | 愛媛県大洲市東大洲306番地 | 平成26年 6月 1日 |

○愛媛県告示第741号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成26年 6月10日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

| 事業者番号 | 指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者 | | | 指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類 | 指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所 | | 指 定 日 月 日 |
|------------|---------------------------|-----------------|---------|---------------------------|---------------------------|----------------------|-------------|
| | 氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 3814000257 | 公益財団法人正光会 | 愛媛県宇和島市柿原1280番地 | 渡 部 三 郎 | 就労移行支援 | 多機能型事業所南生 | 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲204 - 1 | 平成26年 6月 1日 |
| 3814000257 | 公益財団法人正光会 | 愛媛県宇和島市柿原1280番地 | 渡 部 三 郎 | 就労継続支援 B 型 | 多機能型事業所南生 | 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲204 - 1 | 平成26年 6月 1日 |

○愛媛県告示第742号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、次のとおり指定一般相談支援事業者を指定した。

平成26年 6月10日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

| 事業者番号 | 指 定 一 般 相 談 支 援 事 業 者 | | | 指定地域相談支援の種類 | 指 定 一 般 相 談 支 援 事 業 所 | | 指 定 日 年 月 日 |
|------------|-----------------------|---------------------|---------|-------------|-----------------------|---------------------|----------------|
| | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 3830300525 | 社会福祉法人八つ鹿会 | 愛媛県宇和島市和霊元町2丁目4番27号 | 薬師神 啓 二 | 地域移行支援 | 相談支援事業所八つ鹿工房 | 愛媛県宇和島市和霊元町2丁目4番27号 | 平成26年 6月1日 |
| 3830300525 | 社会福祉法人八つ鹿会 | 愛媛県宇和島市和霊元町2丁目4番27号 | 薬師神 啓 二 | 地域定着支援 | 相談支援事業所八つ鹿工房 | 愛媛県宇和島市和霊元町2丁目4番27号 | 平成26年 6月1日 |

○愛媛県告示第743号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 6月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|--------|-----------------------------------|-------------|
| 県 道 | 八幡浜保内線 | 八幡浜市字白浜1579番89から 同字1579番27地先まで | 平成26年 6月10日 |

○愛媛県告示第744号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 6月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|---------|-------|---|-------------|
| 一 般 国 道 | 378号 | 西予市三瓶町周木字分田1番耕地227番4地先から 同字1番耕地227番5地先まで | 平成26年 6月10日 |

公 告

○公 告

クリーニング師試験の施行について

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定による平成26年度クリーニング師試験を次のとおり施行する。

平成26年 6月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 試験の日時
平成26年 9月 4日（木）午前 9時
- 試験の場所
 - 学科試験
松山市北持田町132番地 愛媛県中予地方局
 - 実地試験
松山市北持田町132番地 愛媛県中予地方局
- 受験願書の提出期間

平成26年 7月22日（火）から31日（木）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

- 受験願書の提出先
県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。
- その他
受験についての必要事項は、受験票により指示する。

○公 告

職業訓練指導員試験の実施について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定に基づき、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成26年 6月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 試験を実施する職種
 - 学科試験（関連学科及び指導方法）を実施する職種

機械科、和裁科、木工科及び配管科

(2) 学科試験（指導方法）を実施する職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11に掲げる全職種（(1)に掲げる職種を除く。）

2 試験の実施期日

平成26年9月20日（土）

3 試験の実施場所

松山市久米窪田町337番地1

テクノプラザ愛媛

4 受験申請書の提出期間

平成26年7月16日（水）から25日（金）までとする。

ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

5 受験申請書の提出先

松山市一番町4丁目4番地2

愛媛県経済労働部管理局労政雇用課

6 合格発表

平成26年10月中旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知する。

7 その他

(1) 受験手続の詳細を記載した受験案内及び受験申請書は、労政雇用課において交付する。

なお、郵送を希望する者は、宛先を明記し、120円分の郵便切手を貼った返信用封筒を同封の上、労政雇用課へ申し込むこと。

(2) この試験についての問合せは、労政雇用課職業訓練グループ（電話（089）912 - 2504）にすること。